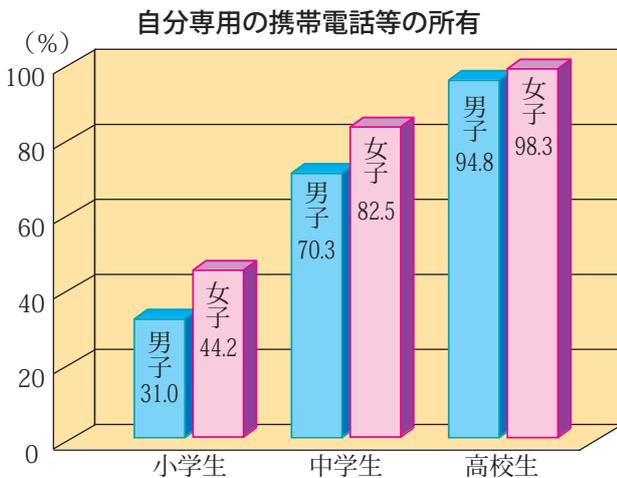


17. 携帯電話

1 携帯電話所有率

(平成 20 年度 1 月～3 月：神奈川県)

神奈川県教育委員会が平成 20 年度に行った県の小・中・高等学校の児童生徒の携帯電話の所有率では、小学生 37.5%，中学生 76.2%，高校生 96.5% となっている。男女別では、すべての学年で女子の所有率が男子を上回っており、特に小学生，中学生でその傾向が強い。



(参考：子どものケータイ安全・安心な利用のため)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4027/ijime/keitai/index.html>

2 携帯電話の利用方法

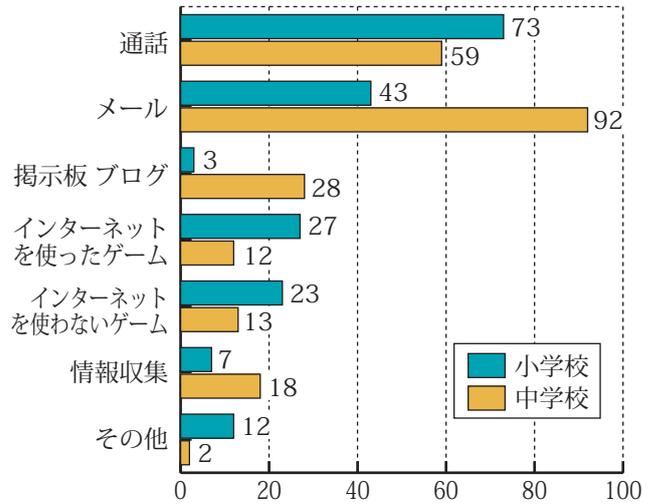
(平成 20 年度 1 月～2 月：宮崎県)

携帯電話を普段どのように使っているかを県内の小・中学校でアンケート※1を取った。小学生では、約 4 割がメールを利用している。中学生で約 9 割の生徒がメール利用し、通話の割合を上回っている。

パーセンテージは携帯電話を持っている児童生徒に対する割合。

※1 アンケートは複数回答可とした。

	通話	メール	掲示板 ブログ	インター ネットを 使った ゲーム	インター ネットを 使わない ゲーム	情報 収集	その他
小学校	73%	43%	3%	27%	23%	7%	12%
中学校	59%	92%	28%	12%	13%	18%	2%



3 フィルタリングの認知率と普及率

(平成 20 年度：総務省調べ)

総務省が 18 歳未満の子どもがいる世帯に行った

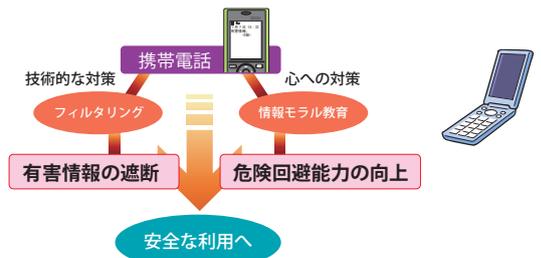
17 携帯電話

1 携帯電話の安全な利用

子どもの携帯電話の所有率は、各地の実態調査をみると、おおよそ小学生が 3 割～4 割、中学生が 4 割～6 割、高校生が 9 割以上となっています。今後も子どもの携帯電話所有率は増え続け、同時に低年齢化が進むものと思われます。

子どもたちの携帯電話の使い方は、音声による通話よりも、主にメールのやりとりやインターネット検索、楽曲のダウンロードなどネット端末としての利用が中心となっています。

携帯電話はパソコンと異なり、利用場所を選ばずいつでもどこでもすぐに使えるので、より身近な自分専用のメディアです。誰とも気軽に交流できる反面、子どもが何か危険な事態に遭遇していても、周囲の大人がまったく気づいていないことも考えられます。携帯電話を使う上では大人も子どもも区別されませんので、ネット端末である携帯電話を安全に使う上での最低限のスキルが要求されます。ところが、現状では情報モラル教育が充分行われていないため、子どもたちが有害情報に対する正しい対処法を知らなかったり、逆に携帯電話をいじめの道具に使ったりするなど、携帯電話に関わる様々なトラブルが絶えません。どの子どもちょっとしたことで被害を受けたり、加害者になったりしてしまいます。



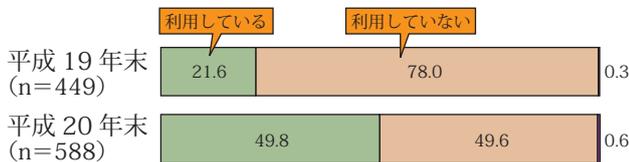
家庭での対策とあわせ地域、学校でサポートを!!

調査では、フィルタリングの認知率は「よく知っている」「聞いたことはある」を合わせると7割を超えている。また、利用率は5割にとどまっているが、前年度と比較すると倍以上に増加している。今後も「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」によって、携帯電話会社が携帯電話を18歳未満へ販売する際にフィルタリングサービスの提供を義務づけた（保護者が利用しない旨を伝えた場合を除く）ことにより、普及率は増加するものとみられる。

●フィルタリング認知率（携帯電話で利用するフィルタリングサービス）



●フィルタリング利用率（携帯電話で利用するフィルタリングサービス）



（参考：総務省 平成20年度通信動向調査より）

4 情報モラルに含まれる内容

情報モラル教育の内容は、大きく2つに分けられます。

まずその1つは、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てることです。「心を磨く領域」といってよいでしょう。この中には、情報発信に対する責任や情報を扱う上での義務、さらには情報社会への貢献や創造的なネットワークへの参画などの領域があります。情報社会での規範意識を高めるためには心の教育が必要です。相手の立場に立って思いやりのある行動を取ることはこれまでも道徳教育として行われてきましたが、ネットワークでのコミュニケーションでも相手を思いやる気持ちの大切さは同じです。また、決まりや約束を守る態度も大切です。ネットワーク社会におけるルールとして著作権の尊重や個人情報の保護などがあります。これらのルールを守る態度も育てていかなければなりません。さらに、ネット社会をよりよいものにしていくとする態度も大切です。ネットワークからの恩恵を受け取るだけでなく、積極的に情報発信をしたり、ネットワークに貢献したりする態度は、よりよいネットワークを構築する上で大切です。つまり、「心を磨く領域」は、自分を律し適切に行動できる正しい判断力と、相手を思いやる豊かな心情、さらに積極的にネットワークをよりよくしようとする公共心を育てることが求められていると言えるでしょう。

もう1つは情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識があげられます。「知恵を磨く領域」といってよいでしょう。情報化が進展し生活が便利になればなるほど、危険に遭遇する機会も増大します。情報社会で安全に生活するための知識や態度を学ばせる必要があります。健康への意識は情報モラルというよりは、生活習慣の面が強いですが、ネットワークの使いすぎによる健康被害やネット依存など健全な生活への悪影響を受けないように、適切な指導が求められます。（関連→「16：広がるネット犯罪」のコラムも参照）

（出典：平成19年度文部科学省委託事業 情報モラル指導ポータルサイト

<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/index.html>）

5 携帯電話の家庭でのルールづくり

指導者テキスト「16：広がるネット犯罪」参照。

3 規程表 (62b) 情報通信ネットワークの特性を理解し、それらを悪用した犯罪の種類や特徴について説明できる。
 (62a) 情報通信ネットワーク上で子どもがどのような犯罪に巻き込まれるかを知り、犯罪が生まれる情報社会の特性について理解している。
 (64a) 防犯に関する情報入手の手段を知り、活用することができる。
 わらい ④ 子どもたちを有害情報にアクセスさせない方法を知っている。
 ⑤ 掲示板での誹謗中傷や、メールによるいじめについて具体的な事例を説明できる。
 ① 子ども向けGPS端末の特性を説明できる。 **17**

フィルタリング、家庭でのルールづくり

ネット上の危険から子どもたちを守るために、まず携帯電話に有害情報を遮断するフィルタリングを設定したり、メールやWebアクセスなどの機能を制限したり、時間や利用料金で制限をかけたりするなど技術的な対策が必要です。しかし、それだけでは不十分です。なによりも保護者や地域、教育機関などの周囲の大人が子どもを見守り育てていく環境を整えることも大切です。携帯電話は保護者が契約して子どもに貸し与えるものですから、貸し与える前にそれぞれの家庭で話し合っルールを決めるなど、子どもの利用については保護者が責任を持って見守らなければなりません。

一方で、携帯電話には優れた防犯機能が備わっています。例えば、GPS機能を使って子どもが現在どこにいるか保護者がチェックしたり、携帯電話に備わっている防犯ブザーを鳴らすと、登録してあるメールアドレスに子どもの居場所を知らせる緊急のメールが発信されたりするなどの機能です。緊急情報の連絡や大規模な災害時の安否確認など、携帯電話をうまく活用することで安心・安全な生活に役立てることもできるのです。

ビデオ教材 (ビデオ→ 携帯電話)

※ビデオを見て、子どもに携帯電話を持たせる上でのポイントをまとめてみましょう。

Column

フィルタリングには大きく分けて2つの種類があります。携帯電話会社が認定したサイトのみ閲覧できる「ホワイトリスト方式」と、事業者が健全でないと判断したサイトの閲覧を制限する「ブラックリスト方式」です。

一見、違いがないように思うかもしれませんが、「ホワイトリスト方式」では携帯電話会社が認定した公式サイトからさらにサイトを選別し認定していくため、閲覧できるサイトに大きく制限がかかります。「ブラックリスト方式」では、公式サイトでない一般サイトも対象に有害なサイトを選別し、制限をかけるため「ホワイトリスト方式」より多くのサイトの閲覧が可能になります。子どもの年齢や成長に応じて適切な方式を選択するとよいでしょう。